

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

## 意見陳述書

2019年11月18日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告 岩下和雄

私は、結審を前に地権者の一人として最後のお願いをさせていただきます。

長崎県は、9月19日土地収用法によって私達の土地や家屋を収用し、今日18日までに立ち退き明け渡すように通告していますが、私達の人格権を無視し財産を奪い取る行為は全国でも類を見ない暴挙で絶対に許すことはできません。

石木ダム建設は、半世紀以上前に計画され今回まで9回の工期が延長され、今強制収用しなければいけない緊急性はありません。

今、全国各地で予測を上回る大雨によって（鬼怒川の氾濫、西日本災害、今回の台風19号災害等）洪水が多発していますが、その多くの河川にはダムが造られダムの放流によって洪水が拡大した所もあり、ダム建設を優先させ河川改修が遅れたために起こった人災だとも報道されています。

川棚川でも堤防の低いところや危険個所があり、緊急性があるのは河川改修ではないでしょうか。

利水でも工期の延長に伴い取水量予測が度々変更されてきました、当初の予測では一日最大取水量17万トン必要とされていましたが、現在の予測では11万7千トンと大幅に変更されています。

実績では、現在8万トンを切っており予測を大幅に下回り、これからも人口の減少、節水機器の普及で減少していくのは明らか、石木ダムは必要ありません。

私達は、昨日地元川棚町で「石木ダムを断念させる全国集会」を開き、石木ダムの不要と強制収用の不当性を全国に発信し、石木ダムを断念させるまで粘り強く戦って故郷を守り抜く決意を改めて確認いたしました。

裁判官の皆様には、私たちの強い意志を組み取り公正な判断をいただけるよう強くお願いいたします。

最後になりますが昨日集会で採択された「集会宣言」を読上げ終わりにさせていただきます。

## 集 会 宣 言

今年9月19日、こうばるの13世帯の土地は全て強制収用されてしまった。しかし、人々はこれまで通りそこで暮らし、田畑では作物が実っている。

家屋明渡し期限の11月18日が過ぎても、この景色に変化はないだろう。土地収用法を根拠としても、60人近い人々を力づくで追い出すことなど人道上できるわけがない。しかし、法的には不法占拠という状態におかれ、住民は様々な不利益を被ることになる。また、建設工事への抗議行動は9年以上に及び、心身ともに疲労の蓄積は限界を超えている。これほど住民を苦しめる事業が公共事業と言えるだろうか。しかも、ダムの必要性は既に失われているというのに。

石木ダム計画がここまでこじれているのは、長崎県が地域住民と取り交わした約束を守らないで強引に事業を進めてきたことが原因だ。長崎県知事が約束した覚書には「工事をするときにはちゃんと同意を得ますよ」と書かれていて、県知事と住民代表の印鑑も押されている。それでも知事は「やった者勝ちの論理」で覚書など無視してきた。

幼いころ「嘘をつくのは泥棒の始まり」と親から厳しく躾けられた、という人が多いと思う。「騙される者がバカたい。」と、平気で約束を破り土地を強奪したのが知事だ。

石木ダム計画において県は、最初から「石木ダムありき」でダムを造らんがための推進姿勢であった。佐世保市も県の言いなりで、長年漏水改善等に怠慢なうえ、市の水需要予測は時代を見据えない過大な計画の継続であり、まったく根拠のない「石木ダムありきの数合わせ」をやってきた。

私たちは、この集会で石木ダムは治水利水の両面で全く不要であり、知事の裁量で見直しすればダムは止まることを改めて学んだ。私たちは、一日も早く長崎県と佐世保市に石木ダム建設を断念させ、こうばるの皆さんの人権回復を実現させたいと願っている。

全国集会が、奪われた土地を取り戻す新たな闘いのスタートとなるよう、ここに集まったみんなの思いが更に全国へ広がるよう運動を広げていこう。

以上、集会の名において宣言する。

2019年11月17日

石木ダムを断念させる全国集会 in 川棚